648,300	628,700	570,000	511,300	472,100	433,000	413,400	393,800	374,300	」を「	スーダン		
」	710,000	690,000	655,000	635,900	616,900	559,700	502,500	464,400	426,300	407,200		
388,200	369,100	」に、「	南スーダン		720,000	700,000	667,900	648,300	628,700	570,000		
511,300	472,100	433,000	413,400	393,800	374,300	」を「	南スーダン		710,000	690,000		
655,000	635,900	616,900	559,700	502,500	464,400	426,300	407,200	388,200	369,100	」に改める。		
別表第一のうち二　総領事館の表北米の項中「		ポートランド							420,000	406,600	389,600	
338,800	288,000	254,100	220,200	203,300	186,300	169,400	」を削り、同表欧州の項中「		ハンブルク			
	490,000	472,300	452,600	393,600	334,600	295,200	255,800	236,200	216,500			
196,800	」を削る。											

別表第一のうち一　大使館の表大洋州の項中「サモア

									21.3%	アメリカ合衆国ドル		
2,896	2,353	2,082	1,810	1,629	1,448	」を「サモア			19.3%	アメリカ合衆国ドル		
3,200	2,600	2,300	2,000	1,800	1,600	」に改める。						

別表第二のうち二　総領事館の表北米の項中「ポートランド

									27.1%	アメリカ合衆国ドル		
1,850	1,636	1,423	1,281	1,138	」を削り、同表欧州の項中「ハンブルク						17.0%	
ユーロ												
2,132	1,886	1,640	1,476	1,312	」を削る。							

附　則

この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。

外務大臣　玄葉光一郎
内閣総理大臣　野田　佳彦

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十二月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百一号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「たい肥」を「堆肥」に、「及び公害防止施設（」を「、公害防止施設（」に、「とし、同条第三号」を「及び鳥獣侵入防止施設とし、前条第三号」に、「及び公害防止施設と」を「、公害防止施設及び鳥獣侵入防止施設と」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　郡司　彰
内閣総理大臣　野田　佳彦

ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十二月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百二号

ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十二年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十五年一月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
外務大臣　玄葉光一郎
防衛大臣　森本　敏

省　令

○総務省令第百四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十一日

総務大臣　樽床　伸二

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「地域自主戦略交付金」を「地域自主戦略交付金　沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年度に取得した財産からこれを適用する。

○法務省令第四十五号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十一日

法務大臣　滝　実

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。